

判決年月日	平成２７年２月２５日	担当部	知的財産高等裁判所 第３部
事 件 番 号	平成26年（行ケ）第10027号		

○ 発明の名称を「有機エレクトロルミネッセンス素子用発光材料，それを利用した有機エレクトロルミネッセンス素子及び有機エレクトロルミネッセンス素子用材料」とする特許について，審決の引用発明の認定，相違点の認定及び相違点の判断に誤りがあるとして，審決が取り消された事例。

（関連条文）特許法２９条１項，２項

（関連する公報番号等）特許４８６６８８５，無効２０１３－８０００７２

１ 事案の概要等

被告は，標記特許権の特許権者である。原告が無効審判請求をしたのに対し，特許庁が不成立審決をしたため，原告が提訴した。

原告は審決の引用発明の認定の誤り，相違点の認定の誤り及び進歩性の判断の誤りを主張した。

２ 裁判所の判断

裁判所は，審決は，引用発明の認定及び相違点の認定を誤り，その結果容易想到性の判断を誤ったものであるとして審決を取り消す旨の判断をした。

審決は引用発明（甲１発明）の内容つき，甲１の請求項１の「式中，・・・Ｂは，アルケニル基もしくはアリールアミノ基が１置換した炭素数２～６０の複素環基又は置換もしくは無置換の炭素数５～６０のアリール基である。」との記載に関し，「Ｂは，アルケニル基もしくはアリールアミノ基が１置換した炭素数２～６０の複素環基又はアルケニル基もしくはアリールアミノ基が１置換した置換もしくは無置換の炭素数５～６０のアリール基である。」と，すなわち，「アルケニル基もしくはアリールアミノ基が１置換した」との部分が「置換もしくは無置換の炭素数５～６０のアリール基」との部分に係るものと認定し，これを前提に相違点１を認定した。

しかし，上記引用発明の認定は，請求項１の文言や甲１の明細書の記載等に照らすと誤りであり，「アルケニル基もしくはアリールアミノ基が１置換した」との部分は，「置換もしくは無置換の炭素数５～６０のアリール基」には係らないと解釈するのが相当である。

そして，上記解釈を前提にすると，本件発明は甲１発明に包含される部分を含むこととなるため，審決の相違点１の認定も誤りであって，両者の間には実質的な相違点は存しない。

特許に係る発明が，先行の公知文献に記載された発明にその下位概念として包含されるときは，当該発明は，先行の公知となった文献に具体的に開示されておらず，かつ，先行の公知文献に記載された発明と比較して顕著な特有の効果，すなわち先行の公知文献に記載された発明によって奏される効果とは異質の効果，又は同質の効果であるが際立って優れた効果を奏する場合を除き，特許性を有しないものと解すべきである。

そして，被告が提出する甲１の実施例１と本件発明の実施例１との比較実験の結果のみか

らでは、本件発明の他の実施例が甲 1 の実施例と比較して優れた効果を有するのかは判然としないし、本件発明は広範な範囲のものであるところ、明細書に記載された五つの実施例のみから、本件発明全体が実施例と同様の効果を有するとも認められず、他に本件発明が甲 1 記載の発明と比較して顕著な特有の効果を有することを認めるには足りの証拠はない。